

◎新潟県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東飛山名立線
- 3 道路の区域

| 区 間                                      | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員       | 延 長       |
|--|------|-----------------|-----------|
| 上越市名立区平谷字堂ノ下2863番から<br>同市名立区折戸字細田2733番まで | 新    | 9.2～13.6メートル    | 166.8メートル |
|  | 旧    | (A)7.0～13.6メートル | 167.1メートル |
|  |      | (B)7.9～20.5メートル | 189.7メートル |

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。